

公衆浴場（個室に入浴設備を設ける浴場）構造設備・衛生措置基準

関係条文	施設区分	基準内容	備考
条例3-1-5	個室等	浴室には、上がり用湯栓及び上がり用水栓又は湯及び水の出るシャワーを設け、湯及び水を十分に供給すること。	
細則3-1-3		個室には、上がり用湯栓及び上がり用水栓又は湯及び水の出るシャワーが設けられていること。	
条例4-1-1 細則3-1-4		個室には、換気のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備をすること。	
条例4-1-3 細則3-1-2		個室には、浴槽を設けること。	
条例4-1-7 細則3-1-6		個室には、入浴者の衣類を保管するための設備をすること。	
条例4-1-8 細則3-1-1		個室の床面積は、5㎡以上とすること。	
条例4-1-9		個室の出入口は、幅0.7m以上、高さ1.8m以上とすること。	
条例4-1-10		個室には、通路から個室の内部を見通すことができる適当な位置に縦横それぞれ0.3m以上の透明ガラス窓を設けること。	
条例4-1-11		透明ガラス窓から個室の内部の見通しを遮らないこと。	
条例4-1-12		個室には、施錠しないこと。	
条例3-1-2 細則2-1-6	換気	浴室には、湯気抜きのための設備をすること。	
条例3-1-3 細則2-1-9	照明	脱衣室及び浴室の照明は、白色とし、床面の照度を30ルクス以上とすること。	
条例3-1-6 細則10-1-1 細則10-1-2	水質基準	供給する湯及び水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。 【浴槽内の湯又は水】 濁度：5度以下 全有機炭素量（TOC）：8mg/L以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量：25mg/L以下 大腸菌群：1mL中1個以下 レジオネラ属菌：100mL中10CFU未満であること。 【浴槽水以外の湯又は水】 色度：5度以下 濁度2度以下 pH：5.8～8.6 全有機炭素量（TOC）：3mg/L以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量：10mg/L以下 大腸菌：100mL中検出されないこと レジオネラ属菌：100mL中10CFU未満であること	
条例3-1-10		空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備（気泡発生設備）、シャワー設備その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用	

		型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。	
条例3-1-11	そ	気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。	
条例3-1-12	の	循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（集毛器）を設けること。	
条例3-1-14	他	循環ろ過設備は、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。	
条例3-1-15	ろ	集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。	
条例3-1-16	過	水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。	
条例3-1-17	装	脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、1ヶ月に1回以上消毒し、常に清潔に保つこと。	
条例3-1-18	置	連日使用型循環浴槽は、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。	
条例3-1-19	な	シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。	
条例3-1-20	ど	ろ過器及び消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。	
条例4-1-2 細則3-1-5		蒸し機には、温度計及び温度調整器を備えること。	
条例4-1-4		浴槽の湯は、使用の都度取り替えること。	
条例4-1-5		タオル類は、常に清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。	
条例4-1-6		従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。	
条例4-1-13		待合室及び従業員の更衣室を設けること。	
条例4-1-14		風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。	
条例4-1-15		従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。	
<p>※関係条文</p> <p>条例：秋田県公衆浴場法施行条例（衛生措置等の基準）</p> <p>細則：秋田県公衆浴場法施行細則（構造設備の基準）</p>			